

結婚新生活支援助成金について

1 助成の趣旨

低所得者の婚姻に伴う新生活に係る経済的支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化を図る。支援の内容としては、新規に婚姻した世帯に対し住居費及び引越費用の一部を助成するもの。

2 実施期間

平成28年度の単年実施

予算額 3,600千円 うち国庫補助金 2,700千円

(結婚新生活支援事業費補助金 補助率3/4)

※ 4月1日からの実施：県内では牧之原市のみ

(6月補正後の実施は、沼津市、小山町、東伊豆町の予定)

3 助成内容

(1) 対象世帯

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されたご夫婦

(2) 条件

- ・夫婦の年間所得の合計が300万円未満であること。
(奨学金の返済を行っている場合は所得から控除する。)
- ・平成28年1月1日以降に結婚を機に住居を購入、貸借等をしたものであること。
- ・平成28年1月1日以降に行われた、結婚を機に居住する住居への引っ越しであること。
- ・対象となる住居が牧之原市内にあり、市内に住所があること。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(3) 助成金額

住居費と引越費用の合計額を対象に18万円を上限として助成

住居費 結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用(物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など)ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当の額を除く。

引越費用 引越業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。(レンタカー代や謝礼等は対象外)